

介護保険課からの 報告・連絡事項について 2

岐阜市 福祉部 介護保険課 給付係



目次

- 1 通院等乗降介助について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 2 家族介護用品支給事業について・・・・・・・・ P.7
- 3 居宅サービス計画等の同意について・・・・・・・・ P.10
- 4 ヤングケアラーについて・・・・・・・・ P.14



通院等乗降介助について

通院等乗降介助とは...

要介護者の通院等のために、事業所の訪問介護員等が、自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行い、併せて、乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、または、通院先・外出先での受診等手続き・移動等の介助を行うことを指しています。

参考：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）（令和三年三月一五日厚生労働省告示第七三号）抄 注4（青本 p162）

※通院等乗降介助に利用するタクシーが、よく「**介護タクシー**」と呼ばれています。



Q1.通院等乗降介助の「通院等」とは何ですか？

A.「身体介護中心型」の通院・外出介助と同じで、「**利用者の日常生活上・社会生活上必要な行為**」に伴う外出です。

令和3年度報酬改定により、入院・退院も「通院等」に含まれるようになりました。

参考：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-2-(7)-④（青本 p163）



Q2. 1日に複数の医療機関を受診する場合に、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等乗降介助」を算定できますか？

A. 居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして、訪問介護として算定することはできません。したがって、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院等乗降介助」を算定することはできません。ただし、**居宅が始点又は終点**となる場合、その間の医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、同一の事業所が移送を行う場合に限り、算定することができます。（令和3年4月～）

参考：厚生労働省老健局 事務連絡 介護保険最新情報vol.953 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について



Q3. 介護タクシーにおける受診中の待ち時間の取扱いについてはどうなりますか？

A. 「通院等乗降介助」は、通院等のための外出に直接関連する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、通院先での受診中の待ち時間については、待ち時間の長さや待ち時間における介護の内容に関わらず、「通院等乗降介助」を算定することとなり、別に、「身体介護中心型」を算定できません。

参考：厚生労働省老健局 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A



Q4. 通院等乗降介助の前後に連続して行われる外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）や生活援助（調理・清掃等）は別に算定できますか？

A. 「通院等乗降介助」の前後に連続して行われる行為のうち、外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）については、その所要時間が30分～1時間程度以上を要しかつ身体介護が中心である場合に限り、**外出に直接関連しない身体介護及び通院・外出介助を通算した所要時間（運転時間を控除する）に応じた「身体介護中心型」の所定単位数が算定できます。**この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できません。

また、生活援助については、当該生活援助の所要時間が所定の要件を満たす場合に限り、その所要時間に応じた「生活援助中心型」の所定単位数が算定できます。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数を算定することができます。



Q5. 具体的にはどんなときに通院等乗降介助のサービスを受けられますか?

対象となるケース

- ◇通院
- ◇入院・退院
- ◇役所への公的な手続き
- ◇選挙
- ◇デイサービスや介護保険施設への見学
- ◇通常生活している生活圏内での日常生活に必要な買い物
(補装具・補聴器・眼鏡など本人自身でなければならないものの調整や購入を含む) 等

対象とならないケース

- ◇ドライブ
- ◇冠婚葬祭
- ◇旅行
- ◇趣味
- ◇理容院・美容院

等

家族介護用品支給事業について

1 家族介護用品支給事業とは・・・

高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るため、支給対象者に対して介護用品(紙おむつ支給券)を配付する事業です。

2 支給要件

- 要介護3以上である

※要介護3の人は、要介護認定における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする。例外的な取扱いとして、訪問調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の特記事項を踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする

- 本人が市民税非課税
- 同居又は扶養している人が市民税非課税
- 居宅で生活している(有料老人ホーム、サ高住は居宅扱い)
- 支給月の前月末日時点で入院・入所していない
- ショートステイの利用が支給月の前3か月で39日以下である



家族介護用品支給事業について

- 3 支給月 6月、10月、2月
- 4 支給金額 1回につき3,210円の券を4枚支給
- 5 申請窓口 お住まいの地域を担当する岐阜市地域包括支援センター

家族介護用品支給事業について

6 皆様へのお願い

支給要件の一つである「入院・入所していない」につきまして、お願いがございます。

介護老人保健施設等は、入退所の状況が変化しやすいため、介護保険課で状況を把握できないことがあります。介護施設の入退所の状況を速やかに把握し、適正に介護用品を支給するために、ケアマネジャーや介護施設等の皆様が担当されている利用者の中で、おむつ券支給対象者となっている方が介護老人保健施設等に入所・退所された場合は、その旨を介護保険課へお知らせくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

特に、支給月前月(5月・9月・1月)に入所・退所することがありましたら、担当まで速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

<連絡先> 岐阜市 介護保険課 給付係
電話 058-214-2092(直通)



居宅サービス計画等の同意について

1 居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印に係る取り扱いについて

居宅サービス計画原案（居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表）については、従来から、基準省令第13条第10号と、その解釈通知により、「文書により利用者の同意を得なければならない」と規定されています。

文書での署名による同意の場合、本人が記載困難な場合は代筆も可能です。

押印については、従来から、必ず必要との明記はなく、国も押印廃止の方針であることから、押印を必須とするものではありません。

しかしながら、利用者等の心情等も考慮し、押印を一律に廃止するものではありません。

※令和3年3月31日に厚生労働省より発出されている通知「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」では、居宅サービス計画書標準様式の第6表（サービス利用票）の中の利用者確認欄が削除されていますが、同通知の記載要領「利用者確認」の項目では、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に利用者の確認を受ける」と以前と変わらず記載されています。

利用者の確認自体が不要になったわけではありません。



居宅サービス計画等の同意について

2 電磁的方法による同意について

令和3年度介護保険制度の改正で、基準省令に新設された第31条（電磁的記録等）第2項により、「説明」、「同意」等を書面で行うことが規定又は想定されているものについては、相手方の承諾を得た上で、書面に代えて「電磁的方法」によることができるとされました。

電磁的方法による同意の具体例として、解釈通知に「電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等」と例示されています。

この内容は、従来の書面での署名・押印の取扱いに加え、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認することでも可とするものです。同意等を省略するものではありません。

電磁的方法で行わない場合は、これまでと同様に、書面で行う必要があります。

居宅サービス計画等の同意について

3 同意について

同意は

- ①文書による同意（従来どおりの署名、押印）
もしくは、
- ②相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法による同意

電磁的方法による同意は、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。また、その同意の意思表示の保存も必要です。



①か②のいずれかの方法で同意を得る必要があります。

居宅サービス計画等の同意について

- ・署名による同意の場合、本人が記載困難な場合は代筆も可能です。代筆の場合には、代筆者氏名、本人との関係等をあわせて記載してください。

- ・押印については、従来から必ず必要との明記はなく、国も押印廃止の方針であることから、押印を必須とするものではありません。

しかしながら利用者等の心情等も考慮し、押印を一律に廃止するものではありません。

- ・利用者に口頭で同意を得て、支援経過等に記録するといった方法は想定していません。従来の方法（第6表であれば、余白に署名をいただく等）または、電磁的方法で同意を得る必要があります。



ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです

ヤングケアラーとは...

本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを、

ヤングケアラー

と呼びます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

厚生労働省HPより



岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の取り組み

- ・ ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上

令和4年度からの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取り組み期間」とし、厚生労働省作製のポスターを活用して、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施します。

- ・ ヤングケアラーコーディネーター

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”に、ヤングケアラーを支援するためのコーディネーターが配置されます。



厚生労働省作成ポスター

ヤングケアラーの存在を把握したら...

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”、
岐阜市福祉部、岐阜市教育委員会等の関係機関に、

できるだけ速やかに
ご連絡いただくよう、
お願いいたします。

